

[事案 29-87] 成人病入院給付金支払請求

・平成 29 年 12 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

がんの術後治療のための入院時、高血圧症の治療をあわせて受けたことを理由に、特約に基づく入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

がんの術後治療のための入院時にあわせて受けた高血圧症の治療に対して、平成 14 年 1 月に契約した利率変動型積立保険に付加された成人病入院特約および成人病短期入院特約（以下、本成人病特約）にもとづき、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 診断書に「高血圧症」が明記されているので、本成人病特約の支払対象になる。
- (2) 高血圧症単独の入院の必要性が認められなくても、以下の理由により、本成人病特約の支払対象になる。
 - ・ 契約時、合併症である高血圧症について、単独での入院の必要がない場合は、給付金が支払われないとの説明を受けていない。
 - ・ 近年の医学では、高血圧症単独での入院はあり得ない。
 - ・ 以前にアルコール依存症等で入院した際、高血圧症の治療もあわせて受けたが、その時は、本成人病特約から給付金の支払いを受けている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 診断書において、合併症である高血圧症単独での入院必要性については「無」とされているので、本入院は本成人病特約の給付金支払理由としての「入院」に該当しない。
- (2) 申立人は、約款および特約条項を了承した上で申込みをしている。
- (3) 申立人自身が、高血圧症単独で入院した経歴がある。
- (4) 過去の入院で本成人病特約から給付金を支払ったのは、診断書において、合併症である高血圧症単独での入院必要性が「有」とされていたためである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人と契約の勧誘を受けた申立人の母親に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、高血圧症単独での入院の必要性は認められず、その他の申立人の主張は本入院給付金を支払う理由にはなり得ず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。